

～留学プログラムお申込みを検討いただいているお客様へ～

留学プログラム約款の一部変更について以下の変更をお知らせいたします。

お申込みの前には、ご希望のプログラムに対応する留学プログラム約款をよくお読みいただき、ご不明な点をご確認いただいたうえで留学プログラムのお申し込みをいただきますようお願いいたします。

なお、4月12日付にて、以下の条項において変更をいたしております。あわせてご確認をお願いいたします。

短期語学留学プログラム約款

<改定前>

第7条（申し込み後の変更と変更手数料）

（1） 留学開始前

同一学校・コースでの変更日	変更手数料(税込)
申し込みから10日以内の変更	10,500円
同11日以降の変更	31,500円

第9条（申し込み後の取消と返金）

<改定前>

取消の申し出時期	取消料
(イ) 申し込み日から起算して7日目まで ※ただし(ハ)(二)の場合を除く	取消料なし(ただし留学先に支払う費用がある場合を除く)
(ロ) 申し込み日から起算して8日以降で 留学開始の前日から起算して31日前まで	30,000円+留学キャンセル実費 (※1) (※2)
(ハ) 開始の前日から起算して30日目にあ たる日から留学開始前日まで	50,000円+留学キャンセル実費 (※1) (※2)
(二) 留学開始当日以降	留学費用全額

<改定後>

取消の申し出時期	取消料
(イ) 申し込み日から起算して8日目まで ※ただし(ハ)(二)の場合を除く	取消料なし
(ロ) 申し込み日から起算して9日以降で 留学開始の前日から起算して31日前まで	30,000円+留学キャンセル実費 (※1) (※2)
(ハ) 開始の前日から起算して30日目にあ たる日から留学開始前日まで	50,000円+留学キャンセル実費 (※1) (※2)
(二) 留学開始当日以降	留学費用全額

第12条（当社からの解約）

<改定前>

（1）③申し込み者が所在不明、または1ヵ月以上にわたり連絡不能となったとき

<改定後>

（1）③申し込み者が所在不明、または当社からの連絡に対し、返信期限を過ぎ1ヵ月以上にわたり連絡不能となったとき

ワーキングホリデーサポートプログラム約款

第7条（申し込み後の取消と変更手数料）

<改定前>

取消/変更の申し出時期 (出発日から起算して)	取消/変更手数料 (税込)
31日前まで	10,500円
30日前以降21日前まで	21,000円
20日前以降3日前まで	31,500円
前々日・前日	42,000円
当日以降	費用全額/変更はできません

第9条（当社からの解約）

<改定前>

（1）③申し込み者が所在不明、または1ヵ月以上にわたり連絡不能となったとき

<改定後>

取消/変更の申し出時期 (出発日から起算して)	取消/変更手数料 (税込)
申し込み日から起算して8日目まで ※ただし(ロ)(ハ)(二)(ホ)の場合を除く	無料
(イ) 31日前まで	10,500円
(ロ) 30日前以降21日前まで	21,000円
(ハ) 20日前以降3日前まで	31,500円
(二) 前々日・前日	42,000円
(ホ) 当日以降	費用全額/変更はできません

<改定後>

（1）③申し込み者が所在不明、または当社からの連絡に対し、返信期限を過ぎ1ヵ月以上にわたり連絡不能となったとき

留学プログラム約款 I. 基本約款

<改定前>

第12条（当社からの解約）

（1）申し込み者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づく留学プログラム契約を解約することができるものとします。

- ① 申し込み者が～
- ② 申し込み者が～
- ③ 申し込み者が所在不明、または1ヵ月以上にわたり連絡不能となったとき
- ④ 申し込み者が～
- ⑤ 申し込み者が～
- ⑥ その他、当社がやむを得ない事由があると認めた時

<改定後>

第12条（当社からの解約）

（1）申し込み者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づく留学プログラム契約を解約することができるものとします。

- ① 申し込み者が～
- ② 申し込み者が～
- ③ 申し込み者が所在不明、または当社からの連絡に対し、返信期限を過ぎ1ヵ月以上にわたり連絡不能となったとき
- ④ 申し込み者が～
- ⑤ 申し込み者が～
- （2）前項に基づき、～

留学プログラム約款 II. 専門課程プログラム個別約款

<改定前>

第4条（変更手数料）

申し込み者の都合により留学先、留学時期、留学期間などの留学条件を変更する場合（ご出発後の変更も含む）は、変更手数料が必要です。「専門課程プログラム」の場合、希望留学先を変更する場合の変更手数料は1校につき84,000円となります。それ以外の変更は、1項目につき31,500円です。（留学出発後も適用となります）。

第5条（申し込み後の取消と返金）

- （1）申し込み日から起算して7日以内の取消
すでに願手続きを受諾・開始している場合を除きすべて返金いたします。願手続きを開始している場合は、入学申請にかかる費用で取消ができないもの（対象校のみ）を差し引き、返金いたします。
- （2）申し込み日から起算して8日目以降、「留学手続き引受確認書」発送以前の取消料
取消料31,500円とすでに～

<改定後>

第4条（変更手数料）

申し込み者の都合により留学先、留学時期、留学期間などの留学条件を変更する場合（ご出発後の変更も含む）は、変更手数料が必要です（※申し込み日から起算して8日以内の変更は手数料免除となります）。「専門課程プログラム」の場合、希望留学先を変更する場合の変更手数料は1校につき84,000円となります。それ以外の変更は、1項目につき31,500円です。（留学出発後も適用となります）。

第5条（申し込み後の取消と返金）

- （1）申し込み日から起算して8日以内の取消：
すべて返金いたします。
- （2）申し込み日から起算して9日目以降、「留学手続き引受確認書」発送以前の取消料
取消料31,500円とすでに～

留学プログラム約款 III. 長期語学留学プログラム個別約款

<改定前>

第4条（変更手数料）

申し込み者の都合により留学先、留学時期、留学期間等の留学条件を変更する場合は、変更手数料が必要です。「長期語学留学プログラム」の場合、希望留学先を変更する場合の変更手数料は1校につき52,500円となります。それ以外の変更は、1項目につき31,500円です。（留学出発後も適用となります）。

第5条（申し込み後の取消と返金）

- （1）申し込み日から起算して7日以内の取消
すでに願手続きを受諾・開始している場合を除きすべて返金いたします。願手続きを開始している場合は、入学申請にかかる費用で取消ができないもの（対象校のみ）を差し引き、返金いたします。
- （2）申し込み日から起算して8日目以降、「留学手続き引受確認書」発送以前の取消
取消料31,500円とすでに～

<改定後>

第4条（変更手数料）

申し込み者の都合により留学先、留学時期、留学期間等の留学条件を変更する場合は、変更手数料が必要です（※申し込み日から起算して8日以内の変更は手数料免除となります）。「長期語学留学プログラム」の場合、希望留学先を変更する場合の変更手数料は1校につき52,500円となります。それ以外の変更は、1項目につき31,500円です。（留学出発後も適用となります）。

第5条（申し込み後の取消と返金）

- （1）申し込み日から起算して8日以内の取消
すべて返金いたします。
- （2）申し込み日から起算して9日目以降、「留学手続き引受確認書」発送以前の取消
取消料31,500円とすでに～

大学留学／大学院留学プログラム約款

<改定前>

第10条（申し込み後の取消と返金）

【大学留学プログラム】

申し込みから学校選択カウンセリング開始前までの取消：
当社は、第6条（1）項に定めるプログラム費から 52,500
円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

・申し込みから出願をする前までの取消：当社は、第6条
（1）項に定めるプログラム費から 105,000 円を差し引い
た差額を申し込み者に返金いたします。

・申し込みから出願後の取消：一切返金はいたしません。

※ただし、安心サポートプラン申し込み者が留学プログラ
ムを取り消す場合、あるいは留学前にサポートプランのみ
取り消す場合は、安心サポートプラン費から 52,500 円を差
し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

【大学院留学プログラム】

申し込みから学校選択カウンセリング開始前までの取消：
当社は、第6条（1）項に定めるプログラム費から 52,500
円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

・申し込みから出願校を決定する前までの取消：当社は、
第6条（1）項に定めるプログラム費から 105,000 円を差
し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

・申し込みから出願をする前までの取消：当社は、第6条
（1）項に定めるプログラム費から 210,000 円を差し引い
た差額を申し込み者に返金いたします。

・申し込みから出願後の取消：一切返金はいたしません。

※ただし、上記プログラムの進度によらず書類作成指導が
行われた場合は、さらに 105,000 円を差し引いた差額を返
金いたします。

第12条（当社からの解約）

（1）申し込み者に次に定める事由が生じた場合、当社は
催告の上、本約款に基づく留学プログラム契約を解約する
ことができるものとします。

①申し込み者が～

②申し込み者が～

③申し込み者が所在不明、または1ヵ月以上にわたり連絡
不能となったとき

④申し込み者が～

⑤申し込み者が～

⑥その他、当社がやむを得ない事由があると認めた時

■全約款共通■

短期語学留学プログラム約款（第14条）・ワーキングホリデーサポートプログラム約款（第12条）

留学プログラム約款 I. 基本約款（第15条）・大学留学／大学院留学プログラム約款（第15条）

（前受金の保全）

<改定前>

当社は次の通り前受金の保全措置を講じております。

当社は、留学にかかる費用の内、プログラム費、授業料、
滞在費のお預り金（前受金）を対象として、当社の運営資
金ならびに保有財産から完全に切り離し、分別管理をする
ための「前受金分別信託制度」を導入しています。

詳細は～

<改定後>

第10条（申し込み後の取消と返金）

【大学留学プログラム】

申し込みから学校選択カウンセリング開始前までの取消：
当社は、第6条（1）項に定めるプログラム費から 52,500
円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。（※
申し込みから起算して8日目までの取消は全額返金をいた
します。）

・申し込みから出願をする前までの取消：当社は、第6条
（1）項に定めるプログラム費から 105,000 円を差し引い
た差額を申し込み者に返金いたします。

・申し込みから出願後の取消：一切返金はいたしません。

※ただし、安心サポートプラン申し込み者が留学プログラ
ムを取り消す場合、あるいは留学前にサポートプランのみ
取り消す場合は、安心サポートプラン費から 52,500 円を差
し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

【大学院留学プログラム】

申し込みから学校選択カウンセリング開始前までの取消：
当社は、第6条（1）項に定めるプログラム費から 52,500
円を差し引いた差額を申し込み者に返金いたします。（※
申し込みから起算して8日目までの取消は全額返金をいた
します。）

・申し込みから出願校を決定する前までの取消：当社は、
第6条（1）項に定めるプログラム費から 105,000 円を差
し引いた差額を申し込み者に返金いたします。

・申し込みから出願をする前までの取消：当社は、第6条
（1）項に定めるプログラム費から 210,000 円を差し引い
た差額を申し込み者に返金いたします。

・申し込みから出願後の取消：一切返金はいたしません。

※ただし、上記プログラムの進度によらず書類作成指導が
行われた場合は、さらに 105,000 円を差し引いた差額を返
金いたします。

第12条（当社からの解約）

（1）申し込み者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告
の上、本約款に基づく留学プログラム契約を解約すること
ができるものとします。

①申し込み者が～

②申し込み者が～

③申し込み者が所在不明、または当社からの連絡に対し、返信
期限を過ぎ1ヵ月以上にわたり連絡不能となったとき

④申し込み者が～

⑤申し込み者が～

（2）前項に基づき、～

<改定後>

当社は次の通り前受金の保全措置を講じております。

当社は、留学にかかる費用の内、プログラム費、授業料、滞
在費のお預り金（前受金）を対象として、当社の運営資金なら
びに保有財産から完全に切り離し、分別管理をするための「前
受金分別信託制度」を導入しています。（※留学費用は受け入
れ先が期日を定めている場合を除き、ご出発の1～2ヵ月前に
お支払いいただきます。）